

資料 2

前回の会議から出た意見に対する今後の対応策

事業	委員意見	今後の対応
認定こども園	幼稚園から認定こども園へ移行したことによる変化	施設側と連携し、認定こども園と幼稚園・保育所の違いを園利用、利用希望の保護者へ説明します。 また、市報等で各施設の特色についても広報検討します。
延長保育事業	延長保育利用により利用者負担が発生するのは何故か	通常保育で負担していただいている保育料は 11 時間利用分(標準時間)です。11 時間を越える利用については、特定の利益を享受する人がその実費を支払うものとして負担をお願いしております。 今後も各施設で延長保育料の負担をお願いしたいと思います。
放課後児童クラブ	放課後児童クラブを学校敷地外に作ることは考えられないか。	施設確保については、学校敷地内外で検討をしている。学校敷地内を優先的にまず考え、次に敷地外とします。 今後も教育総務課・学校とは連携をとりながら施設確保を考えていきます。
放課後児童クラブ	支援員の確保・質の向上	支援員の確保においては市報、ハローワーク等で募集を呼び掛けています。また在籍している支援員に向け、月一回の研修会を実施、そのほか県の方で行われる研修会にも参加し質の向上を図っています。
放課後児童クラブ	クラブ利用している保護者へのクラブ運営の理解	年度末の保護者説明会の場で現場に立ち会う支援員の同席のもと、活動の案内やアンケート実施など、行政と保護者の相互理解を図っています。また毎月発行している各クラブからの便りで出来事を報告する一途として保護者へ繋いでいます。
ひとり親家庭	ひとり親家庭かつ多子世帯については施設利用負担の軽減	特定の認定こども園・保育所・幼稚園を利用される世帯のうち、保育料の多子軽減を平成 28 年 4 月 1 日より実施します。 また、ひとり親世帯の子どもにかかる保育料は 1 人目は通常の半額、2 人目以降は無料で利用できるようにしております。